

富山市脱炭素化設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市脱炭素化設備等導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、中小企業や団体の脱炭素化を推進するため、エネルギー消費量を測定する専門家の派遣や省エネルギー化につながる設備の導入対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号で定めるところによる。

(1) 事業所

生産若しくはサービス提供を事業として行う事業所又は事務所、又は当該事業所と同一敷地内にある建築物をいう。

(2) 中小企業者等

次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人

オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人

カ 公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

キ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

ク 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ケ 青色申告を行っている個人事業主

コ その他市長が適当であると認めるもの

(3) 省エネルギー診断

省エネルギー対策に関する専門的知識を有する者が市内の事務所又は事業所を訪問し、当該事務所等におけるエネルギーの使用状況、設備の運転状況等を調査するとともに、当該調査結果に基づき省エネルギー対策を提案するものであって一般財団法人省エネルギーセンターによる「省エネ最適化診断」、一般社団法人環境共創イニシアチブによる「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」、または、市が認めたものをいう。

(4) CO₂排出量管理システム

自社で使用している電気使用量などの入力や、画像データとしての取り込みにより自動でCO₂排出量の算定やグラフ作成ができるシステムで、CO₂排出量の算定方法がGHGプロトコルに適合しているものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者は、市内に1年以上事業所を有する事業者のうち次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 中小企業者等であること

(2) 自らが事業を営む事業所において補助対象事業を実施する事業者であること

(3) 市が実施する「チームとやまし」に参加していること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。

(1) 本市の市税に滞納がある者

(2) 富山市暴力団排除条例(平成24年富山市条例第13号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有している者

(3) 同一の補助対象事業について、他の補助金の交付を受ける者

(4) 同年度中にすでに本補助金の交付を受けている者

(補助金の種類等)

第5条 補助対象事業及び補助金額は、別表第1に定めるとおりとする。また、補助金の交付の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、省エネルギー診断のみの補助金の交付を受けようとする場合は、交付申請兼実績報告書(様式2号)に同様式で掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書(様式第1号)が提出されたときは、その内

容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。また、交付申請兼実績報告書（様式2号）が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定兼額確定通知書（様式第4号）により補助申請者に通知するものとする。

- 2 補助申請者は、前項の規定による通知があった日以降でなければ補助事業に着手することができない。ただし省エネルギー診断のみの補助金の交付を受けようとする場合はこの限りではない。

（補助金の交付申請の変更）

第8条 補助申請者は、第6条の規定による交付申請書の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（様式第5号）に変更があった書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に影響が及ばない軽微なものにあっては、軽微変更届出書（様式第6号）の届出によるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算を超えない範囲で変更交付決定通知書（様式第7号）により補助申請者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第9条 補助申請者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

（状況報告）

第10条 補助申請者は、必要に応じ、市長に対して補助事業の遂行状況の報告をしなければならない。

（実績報告）

第11条 補助申請者は、別に市長が定める期限までに、実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、省エネルギー診断のみの補助金の交付を受ける場合はこの限りではない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、実績報告の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額確定通知書（様式第9号）により、補助申請者に対して通知するものとする。

（補助金の支払い）

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助申請者に支払うものとする。

(立入検査等)

第14条 市長は、補助事業の適正化を期するため必要があるときは、補助申請者に対して補助事業の遂行状況等を報告させることができ、また、補助対象設備が設置される又は設置された住宅や敷地等への立入検査を行うことができる。

2 市長は、前項の結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による交付の決定を交付決定取消通知書(様式第10号)にて取り消すことができる。ただし、第6号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

(1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 補助申請者が、第4条の要件を満たしていないことが判明したとき。

(5) 第17条第3項の承認を受けないで補助対象機器を処分したとき。

(6) 天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事業の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付金事業を遂行することができない場合(補助申請者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関して、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

3 市長は、第1項第1号から第5号のいずれかに該当し、前項の規定により補助金の返還を命じたとき、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を加算金として徴収することができる。

4 第2項の補助金の返還期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴することとすることができる。

(書類の整備保管)

第16条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保

存しなければならない。

（取得財産の処分の制限等）

第17条 補助申請者は、補助事業により設置した設備（以下「取得財産」という）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、適正な運用を図らなければならない。

2 補助申請者は、取得財産であって、取得価格が単価50万円以上の機械及び器具並びに備品その他の重要な財産であるものについて、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。ただし、補助事業により設置した設備が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過した場合は、この限りでない。

3 補助申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、処分を承認することと決定したときは、財産処分承認通知書（様式第12号）により、補助申請者に対して通知するとともに、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

（廃止期日）

第2条 この要綱は、令和12年3月31日をもって廃止する。ただし、要綱第14条、第15条、第16条及び第17条の規定については、要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表第1（第5条関係） 補助対象事業及び補助金額

補助対象事業	補助要件	補助金額
省エネルギー診断	(1) 令和7年7月1日以降に受診した事業であること (2) 市が指定する企業向けの脱炭素に関するセミナーに参加したことがあること・参加予定であること	補助対象経費の1分の1 (上限5万円)
エネルギーの見える化	(1) 市が指定する企業向けの脱炭素に関するセミナーに参加したことがあること・参加予定であること (2) CO2排出量管理システムをこれまでに導入したことがないこと	補助対象経費の2分の1 (上限10万円)
脱炭素化設備導入	(1) 市が指定する企業向けの脱炭素に関するセミナーに参加したことがあること・参加予定であること (2) 省エネ診断において提案された設備の更新であること (3) 既存の設備より CO2 排出量を年間1トン以上削減できる見込みのある設備導入であること (4) リースによる設備導入でないこと (5) 下記に掲げる設備であること ア 空調設備 イ LED 照明器具 ウ 給湯器 エ 変圧器 オ ボイラ カ コンプレッサー キ 冷凍冷蔵設備	補助対象経費の2分の1 (上限100万円)
再生可能エネルギーの導入検討	(1) 太陽光発電設備の導入検討に当たり必要な調査事業であって、富山市内の申請者自身が所有する事業所又は土地で実施されるもの	補助対象経費の2分の1 (上限100万円)

別表第 2（第 5 条関係）補助対象経費

補助対象事業	経費区分	内容
省エネルギー診断	受診費	令和 7 年 7 月 1 日以降に受診した省エネルギー診断に係る費用
エネルギーの見える化	使用費	令和 7 年 7 月 1 日以降に契約、利用開始した C O 2 排出量管理システムの使用に係る費用（初期費用や C O 2 排出量の算定、把握に係る経費）で、令和 8 年 2 月 2 7 日までに支払いを完了したもの。 ※令和 8 年 3 月 1 日以降の費用については補助対象外。年間契約等で一括払いの場合は、7 月から 2 月までの期間で按分方式により算出された使用料相当額が対象。
脱炭素化設備導入	設備費	設備費、必要不可欠な付属機器
	工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品、雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費、現場管理費など
再生可能エネルギーの導入検討	機器・設備費	調査事業に必要な計測機器等機械装置の借用及び設置並びに外部施設等の利用に係る経費
	委託費	調査、分析等の委託に係る経費
	外部専門家受入経費	外部専門家等の受入に係る経費（謝金、旅費等）
	系統連系協議等経費	電力会社に対する系統連系協議に係る経費
	その他の経費	その他調査事業に必要と認められる経費（旅費、文献等調査費、会議等の開催に係る経費など）